

**「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に
関する公募型プロポーザル募集要項**

**令和 8 年10月
西伊豆町**

目次

1 施設の概要	1
2 募集の概要	1
(1)事業概要	1
(2)募集職種	1
(3)使用期間	1
(4)選定方式	1
3 復旧工事及び補助金の取り扱い	2
(1)補助金の対象範囲	2
(2)上限超過時の取り扱い	2
(3)交付の時期	2
(4)工事の事前協議・確認	2
(5)許可・相談が必要な場合	2
4 管理運営に関すること	2
(1)営業時間について	2
(2)営業について	2
(3)駐車場について	3
(4)その他	3
5 管理運営にかかる費用負担に関すること	4
(1)地下売店使用料	4
(2)電気使用料	4
(3)駐車場使用料	4
(4)その他	4
(5)有益費等の請求権の放棄について	4

6 使用期間終了に関すること	4
7 損害賠償	5
8 スケジュール	5
9 参加資格要件	5
10 現地見学会	6
11 質問・回答	7
12 参加申込書及び提案書の提出	7
(1)提出書類	7
(2)提出期間	8
(3)提出方法	8
(4)提出場所	8
(5)提出書類の取扱い・著作権等	8
13 提案審査	8
(1)審査	8
(2)審査基準及び配点	9
(3)審査会日時	9
(4)失格事項	9
14 審査結果	9
15 その他	9
16 問い合わせ先及び申請書類等提出先	9
17 別表 審査基準及び配点	10
様式	11

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項

西伊豆町（以下、「町」という。）の基幹産業である観光業にとって、「堂ヶ島地下売店」（堂ヶ島公園条例（平成17年西伊豆町条例第136号）に規定する「堂ヶ島地下売店（以下、「地下売店」という。）」は、食事の提供をするだけでなく、地元特産品等の販売を行うなど、長年にわたって堂ヶ島の観光業の中心的役割を果たしてきたが、令和7年12月17日に発生した火災以来、休業となっている。

そこで、町は、地下売店の営業再開に向け、被災個所の復旧工事（内装・設備等）の施工と、完成後の管理運営を一体的に行う事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルにより募集することとする。

なお、地下売店は、堂ヶ島地域のにぎわいの創出・観光振興の観点から町にとって重要な施設であることから、飲食店及び特産品等販売を民間により運営するものである。

1 施設の概要

- (1) 名称 堂ヶ島地下売店
- (2) 所在地 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2052番地の1
- (3) 施設内容 鉄筋コンクリート造 建物面積428.47㎡
- (4) 開業 昭和38年3月

2 募集の概要

(1) 事業概要

- ・本事業は、被災した地下売店の復旧工事及び施設の管理運営を一体的に行なう民間事業者を募集し、地下売店利用者の利便性の向上とにぎわいの創出を図ることを目的とする。

(2) 募集職種

- ・飲食業系の事業者を募集
ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定される「風俗営業」は、出店できない。
※公共施設としての設置目的に合致し、周辺観光施設との相乗効果のある提案を求める。

(3) 使用期間

- ・工事完了後3年以内とし、2年目以降の最初の3月31日までとする。使用の継続を希望する場合、町と事業者で協議を行い使用期間の延長をすることができる。
なお、使用期間は、閉店等に伴う原状復旧に要する期間を含むものとする。
- ・協議は、期間満了の3か月から6か月前までに行うこととする。

(4) 選定方式

- ・本事業は、地下売店の管理運営の実施が伴うため、事業者の有する能力、ノウハウ等を総合的に判断するため「公募型プロポーザル方式」により選定する。

3 復旧工事及び補助金の取り扱い

- ・地下売店の復旧工事に要する費用については、町が加入する損害保険（火災保険）の適用を受け、保険金の支払確定額を上限として、事業者に対し補助金を交付する。

(1) 補助金の対象範囲

- ・保険会社から「火災からの原状回復（復旧）に必要」と認められた範囲。

区分	項目	補助金
復旧工事	構造躯体の復旧（左官、塗装、金属、内装、建具、電気、空調、給排水等）	対象
提案事業に必要な工事	内装、厨房設備、照明、店舗用消防設備（感知器・スプリンクラーの増設・移設等）等	対象外

(2) 上限超過時の取り扱い

- ・事業者の提案による店舗内装、設備等、保険金確定額（補助金上限額）を超過した費用については、全額事業者の負担とする。

(3) 交付の時期

- ・工事完了後、事業者の完了報告及び保険会社への手続きを経て、金額を確定させたのち精算払い（交付）とする。

(4) 工事の事前協議・確認

- ・復旧工事及び提案事業に必要な工事については、開始前に町と設計及び施工上の協議・確認を行った上で実施すること。

(5) 許可・相談が必要な場合

- ・工事の実施に際し、外壁等に改修を加える場合は、環境省（自然保護法）及び静岡県文化財保護課（文化財保護法）、町建設課（景観条例）に事前に相談し、事業者の責任において必要な許可等を得たうえで施工すること。

4 管理運営に関すること

(1) 営業時間について

- ・営業時間は、原則として午前9時から午後10時までとし、遅くとも午前0時までには営業を終了すること。

(2) 営業について

- ・食事の提供（アルコールの提供可）及び特産品販売を実施すること。
- ・夜間の営業については、酒類を提供する飲食店（バー、酒場等）としての営業を可とする。
- ・営業に伴い関係法令上必要となる町及び県、諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行うこと。
- ・営業に必要な従業員は、事業者が雇用し、給与の支払いを行うこと。
- ・什器等の必要な備品は、事業者が整備すること。
- ・施設の専用部分に係る光熱水費（電気、水道、ガス）は、事業者において負担する

こと。

- ・その他施設の運営に要する費用については、事業者において負担すること。
- ・食材の安全管理については、十分配慮すること。また、提供食材の瑕疵については、事業者が責任を負うこと。
- ・ウッドデッキは、共用とする。ただし、主な使用者は事業者とし、自然公園法及び文化財保護法その他関係法令の規定の範囲内で適切に使用・管理するものとする。

(3) 駐車場について

- ・駐車場は、条例別表に規定する堂ヶ島駐車場（以下、「駐車場」という。）を使用することができる。
- ・事業者は、駐車場を一般の利用者の駐車場として供しなければならない。ただし、地下売店利用予約や予約客の送迎等、事前に駐車場の確保が必要な場合は、事業者が必要なスペースを優先して占有・使用できるものとする。詳細な運用方法については、別途町と協議の上、定めることとする。
- ・事業者は、利用者から料金を徴してはならない。
- ・駐車場は、露天構造としなければならない。
- ・事業者名を記入した看板等は掲示することはできない。

(4) その他

- ・外構や施設周辺設備等の衛生環境の管理を行うこと。
- ・建物、電気、機械等の設備の使用に際し、良好な状態を保つよう使用すること。
- ・利用者や周辺観光施設等から苦情があった場合、適切に対応、処理するとともに、その内容と対応状況を記録すること。
- ・緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）の整備、点検を含む平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等の整備、緊急時に備えた訓練や従業員に対する研修実施による、安全管理意識及び知識の向上など、危機管理体制について十分検討の上、整備すること。
- ・施設及び敷地内において、許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の掲示又は提出、ビラ配りはできない。
- ・事業者は、地下売店を運営計画以外の用途に供してはならない。また、使用に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は名義貸し等をするのはできない。
- ・地域との連携や社会貢献を積極的に図るため、一般社団法人西伊豆町観光協会及び西伊豆町商工会への加盟を必須とする。

	(一社) 西伊豆町観光協会	西伊豆町商工会
加入金	なし	1,000円
会費 (年額)	70,000円～80,000円 (施設規模により算出) ※別途 堂ヶ島火祭り受益者特別 会費(協賛金) 17,000円	・ 有限会社 14,400円 ・ 株式会社、その他法人 16,800円 ・ 個人 10,800円

5 管理運営にかかる費用負担に関すること

(1) 地下売店使用料

①敷金

- ・事業者は、地下売店使用料の12か月分を敷金として町が指定した支払期日までに支払わなければならない。
- ・敷金は事業者の使用期限が終了するとき、これを還付する。なお、敷金は利息を付さないものとする。

②地下売店使用料

- ・町が条例に基づき算出した年額を月割した額について、毎月の支払期日までに支払うこと。なお、初年度については、工事完了後の営業開始月から使用料を請求するものとする。

使用料（年額） 2,590,731円

算出方法 $5,490\text{円}/\text{m}^2 \times \text{面積}429\text{m}^2$ （小数点以下切り上げ） $\times 1.1$ （消費税）

(2) 電気使用料

- ・電力会社の請求に基づき、地下売店の電気使用状況に応じ町が算出した額を毎月支払うこと。

(3) 駐車場使用料

- ・地下売店使用料の20パーセントを駐車場使用料として上乘せし、地下売店使用料と一括して毎月の支払期日までに支払うこと。

(4) その他

- ・浄化槽使用料は、町からの請求額に応じ、支払期日までに支払うこと。
年額：339,000円（4回に分けて）
- ・使用期間中の運営、維持管理、修繕等に係る一切の費用は事業者が負担すること。

(5) 有益費等の請求権の放棄について

- ・事業者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を町に対して請求することはできない。

6 使用期間終了に関すること

- ・使用期間終了時の条件は以下のとおりとする。なお、駐車場の使用についても同様とする。

(1) 事業者が、条例及び本募集要項に定める事項を遵守しないときは、使用許可を取り消すことができる。

(2) 事業者は、使用期間が満了したとき、又は上記により使用許可を取り消された場合は、直ちに事業者の負担により復旧工事後の状態に原状回復して返還しなければならない。

(3) 事業者は町に対して、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができない。

(4) 事業者が復旧工事後の状態に回復する義務を履行しないときは、町が代行し、要し

た費用を全額敷金から差し引くものとする。

- (5) 原状復旧に要した費用が敷金の額を超過する場合は、事業者はその不足額を支払わなければならない。
- (6) 回復後は、町と事業者が立ち合い、互いに現状を確認し、引き渡し書を取り交わすこととする。
- (7) 本項に定める事項は、事業者が共同体である場合、各構成員は連帯して支払い義務を負うものとする。

7 損害賠償

- ・事業者は、地下売店の使用に当たり町又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ・事業者は、その責めに帰する理由により、対象物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、対象施設を原状に回復した場合は、この限りではない。

8 スケジュール

令和8年10月15日（木）	：公募開始（ホームページ等）
令和8年10月26日（月）午前9時30分	：説明会・現地見学会
令和8年11月10日（火）午後5時	：質問書提出締め切り
令和8年11月16日（月）	：質問回答予定（ホームページ又はメール）
令和8年12月4日（金）午後4時（必着）	：参加申込及び企画提案書 提出締切
令和8年12月中旬	：審査会開催（予定）
令和8年12月下旬	：審査結果報告（予定）

※募集要項・申請書様式等は町のホームページ（<http://www.town.nishiizu.shizuoka.jp/>）からダウンロードできる。

9 参加資格要件

- ・本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者又は複数の事業者により構成された共同体（以下、「共同体」という。）とし、以下の要件を全て満たす者（共同体の場合は、構成員全体として全ての要件を満たす者）とする。
- (1) 提案者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する法人（企業、NPO法人等）、個人事業主又は任意団体であること。
- (2) 提案者は、単独又は共同体とし、共同体で応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。ただし、共同体で応募する場合には、本事業に対し、連帯して責任を負うものとする。
- (3) 飲食施設、物販の運営又は維持管理について、次の①又は②の要件に該当する者であること。
 - ①過去に飲食、物販施設の運営維持管理の実績が継続して3年以上あること。

②①の実績がない場合は、以下の全ての条件を満たすこと。

- ・専任の施設責任者を配置、又は雇用する計画であること。
- ・「食品衛生責任者」の資格を有する者を1人以上配置する、又は配置予定である。
- ・調理師等の資格者を配置する、又は配置予定である。
- ・飲食業営業許可を取得している、又は取得予定である。

(4)次に該当する者がいないこと。

- ①西伊豆町暴力団排除条例（平成23年西伊豆町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）に該当する者
- ②暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（ただし、再生計画認可の決定がなされた者を除く。）
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（ただし、再生計画認可の決定がなされた者を除く。）
- ⑦会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされている者
- ⑧会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（同法第107号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑨破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者

(5)納期限の到来している国税、都道府県税及び市区町村税の未納がないこと。

(6)宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

(7)復旧工事の実務（設計・施工・監理）にあたっては、町の建設工事入札参加資格（「建築一式」又は「内装仕上」等）を有する事業者と連携を図るなど、適切な施工管理体制をとること。

10 説明会・現地見学会

(1)参加方法

- ①日時 令和8年10月26日（月）午前9時30分から
※開始10分前までに、受付をすませること。

- ②場所 説明会：西伊豆町役場保健センター会議室（西伊豆町仁科395番地）
現地見学会：堂ヶ島地下売店（西伊豆町仁科2052番地の1）
- ③参加要件 説明会現地見学会を希望する場合は、説明会・現地見学申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メールにて担当課あてに送信すること。メールの件名には、「【事業者名】説明会・現地見学会参加申込み」と記載すること。
参加に当たっては、説明会・現地見学会両方に参加すること。
- ④申込期間 令和8年10月15日（木）から
令和8年10月23日（金）午後5時まで
- ⑤その他 プロポーザルの申込みにあたり、可能な限り説明会及び現地見学会に参加すること。
参加者は、電話及びFAX番号の記載のある名刺を持参すること。

11 質問・回答

(1) 提出方法

- ・質問をする場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記入し、メールにより担当課に提出すること。メールの件名には「【事業者名】質問書」と記載すること。

(2) 受付期間 令和8年10月27日（火）から

令和8年11月10日（火）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法 令和8年11月16日（月）ホームページ又はメール

(4) 回答の公表

- ・質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると町が認めたものを除き、町ホームページで公表する。（予定）

12 参加申込書及び提案書の提出

(1) 提出書類

- ・本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を提出すること。

①参加申込書兼誓約書（様式第3号）

②企画提案書（様式第4号）

③事業計画書（様式第5号）

④見積書（任意様式）

⑤工期・スケジュール表（様式第6号）

※様式に準ずるバーチャート工程表（A3サイズ・任意様式可）

⑥委任状（任意様式。必要がある場合のみ）

⑦企業及び事業概要（任意様式）

⑧住民票（原本、発行から3か月以内）及び個人事業の開業届出書の写し（税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの）（個人の場合）

⑨履歴事項全部証明書（原本、発行から3か月以内）（法人の場合）

- ⑩収支計画（１年当たりの事業収支予測を記載すること。合わせて５か年の事業収支予測も記載すること。）
- ⑪決算書（直近３か年分の財務諸表）※個人の場合は、所得税の確定申告書の写し（収支内訳書又は青色申告決算書を含む）
- ⑫納税証明書（直近３か年分）、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市区町村税に未納がないことの証明）
- ⑬構成員一覧表（様式第７号）

(2) 提出期間

- ・令和８年１２月４日（金）午後４時まで（必着）

(3) 提出方法

- ・提出先へ持参又は郵送にて提出し、提出期限必着とする。なお、期限を過ぎて到着及び持参したものについては受付しないこととし、郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。
- ・提出部数は、１２部（正本１部、副本１１部）とし、目次、ページ数を付け、２穴綴じとする。提出にあたっての仕様（ファイリング等）は任意とする。

(4) 提出場所

〒４１０－３５１４ 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科４０１番地の１
西伊豆町産業振興課観光商工係
TEL：０５５８－５２－１１１４ Fax：０５５８－５２－１２０２

(5) 提出書類の取扱い・著作権等

- ・提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、提出書類は返却しない。
- ・町は、提案者の提出書類について、復旧工事及び施設運営管理者を選定するための審査の資料としてのみ活用することとし、提案内容は提案者の知的財産としてとらえ、西伊豆町情報公開条例（令和元年西伊豆町条例第６号）に基づく開示請求等いかなる事情においても公開しないものとする。ただし、町が提案事業の実施を周知するため、提案者は、提出書類とは別に企画提案の概要を示す文書を作成し、町に提出すること。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- ・提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は町に帰属するものとする。
- ・書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第７号）を提出すること。

13 提案審査

(1) 審査

- ・提出された書類を基に、提案者のプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査を行う。
- ・審査は、提案者ごとに個別で行うこととする。

- ・提案者側のプレゼンテーションへの出席者は3人までとする。出席者については、事前に出席者報告書（様式第8号）により報告すること。
- ・審査は非公開で行うものとする。

(2) 審査基準及び配点

- ・別表のとおり

(3) 審査会日時

- ・令和8年12月中旬（日程は、決まり次第メールで通知する。）

(4) 失格事項

- ・提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③本要項に定める手続きを遵守しない場合

14 審査結果

- ・提案結果は、令和8年12月下旬に提案者に対し文書・メールで通知する。また、審査結果は、町ホームページで公表する。

15 その他

- ・事業者はこれらの条件のほか、関係する法令及び通知について遵守すること。
- ・前号に掲げるもののほか、必要な事項については協議を行うこと。

16 問い合わせ先及び申請書類等提出先

西伊豆町産業振興課観光商工係（プロポーザル担当）
〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401 番地の 1
TEL：0558-52-1114 FAX：0558-52-1202
E-mail：kankou@town.nishiizu.lg.jp

別表

○審査基準及び配点

項目	視点	配点	得点
1 運営方針	・運営にふさわしい理念、運営方針を持っているか。	5	
	・飲食施設、物販の運営又は維持管理に問題はないか。	5	
	・提案者の経営状況に問題はないか。	5	
2 企画提案	・本施設が堂ヶ島地域の中心的な観光拠点として重要な施設であることを理解しているか	5	
	・町の観光振興や堂ヶ島周辺整備事業に資する提案となっているか。また、にぎわいの創出に貢献できるか。	5	
	・施設の効用を最大限に発揮し、サービスを向上させる内容となっているか。	5	
	・お客様及び関係者等のニーズに把握及び実現策は適切か。	5	
	・提案事業におけるサービス内容に創意工夫が見られ、実施可能なものであるか。	5	
3 管理運営の安定性	・収支計画の内容は適切か。	5	
	・安定した運営を行うため、従業員の採用、指導・研修体制（苦情対応を含む）及び相談体制は十分確保されているか。	5	
	・運営時の防災。緊急時の体制が具体的に示されているか。	5	
4 費用負担に関する理解	・復旧工事見積書と提案事業見積書が適切に区分され、積算根拠が明確か	5	
	・保険金額（補助上限）を超過分や町に支払う賃料等の自己負担の意思が明確か。	5	
5 工程・スケジュール	・営業再開までのスケジュールが迅速かつ現実的か。	5	
	・保険査定や消防手続き等を考慮した適切なマイルストーンが設定されているか。	5	
	・工期短縮のための具体的な工夫や体制が示されているか。	5	
6 施工時の安全・環境配慮	・公共施設として、周辺観光施設の状況に合わせ、騒音・臭気（煤の臭い等）・振動への対策は万全か。	5	
	・観光客や周辺施設利用者の安全確保、動線管理が計画されているか。	5	
7 地域との連携	・地域、関係機関・団体、周辺店舗等との連携が図れるか。	5	
8 その他	・アピールポイント等	5	
合計得点		100	

年 月 日

西伊豆町長 様

事業者名
担当者氏名
連絡先（電話）

説明会・現地見学会参加申込書

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザルへの提案検討に当たり、下記のとおり説明会・現地見学会への参加を申し込みます。

事業者名		
連絡担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	電話	(当日連絡先)
	FAX	
	メール	
参加者氏名		

※参加者が3人以上いる場合は、欄を追加して全員の氏名を記載してください。

募集に関する質問への回答（募集要項 11）は、上記ファックス又はメールアドレスに送付します。

様式第 2 号

年 月 日

西伊豆町長 様

事業者名
担当者氏名
連絡先（電話）

質問書

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項等について、次のとおり質問を提出します。

No.	資料名 (募集要項・様式等)	該当ページ・箇所	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※質問は1つのNo.につき1件とし、簡潔に記載してください。

参加申込書兼誓約書

年 月 日

西伊豆町長 様

提案者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、本申込にあたり、募集要項を遵守するとともに、募集要項に定める参加資格要件を全て満たしていることを誓約します。また、提案に関する提出書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

万が一、誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて、異議を申し立てません。

記

提案者に係る基本情報

提案者	(共同の場合は、代表となる法人名を記載)	
代表者	役職：	氏名：
所在地	〒	
連絡担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	電話	
	メール	
提案事業に関連する実績		

様式第 4 号

企画提案書

年 月 日

提案者名
代表者氏名

提案概要（コンセプト等）

1 店舗名称（予定）	
2 事業方針	
3 施設改修方針	

（以下、構成書類として以下の内容を添付します。）

- 1 事業計画書（様式第 4 号）
- 2 工事見積書（火災復旧・提案事業、任意様式）
- 3 工期・スケジュール表（様式第 5 号）

事業計画書

- 1 営業時間・休業日（予定）：
- 2 施設運営に関する考え方
 - (1) 運営方針
 - (2) 企画提案
 - (3) 管理運営の安定性
 - (4) 地域との連携
 - (5) その他
- 3 運営体制および責任の所在
運営責任者の配置計画：
（実績がない事業者の場合は、配置予定者の職務経歴・飲食経験を別紙添付すること）
緊急時（夜間・休日含む）の連絡・対応体制：
- 4 安全・衛生・防災管理計画
食品衛生管理体制：
従業員（アルバイト含む）への研修計画：
- 5 収支計画
初期投資（自己負担分）の総額
- 6 施工時の周辺環境等への配慮
- 7 その他（自由記載）

工期・スケジュール表

記載例

営業開始日： 年 月 日（予定）

工程・マイルストーン項目	着工前	着工後 第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	施工上の工夫・安全対策
1 行政との調整・各種申請	■ ■									
2 行政・保険会社との仕様確定期間		■ ■								
3 消防署等への各種申請・届出			■ ■							
4 被災内装・設備の解体・撤去・清掃				■ ■						
5 内装仕上・設備（消防含む）工事					■ ■	■ ■	■ ■			
6 消防検査・行政引渡し								■ ■		
7 テナント什器搬入・開店準備・研修									■ ■	

構成員一覧表

1 名称：

2 構成員

代表企業

商号又は名称：

所在地：

代表者職氏名：

本事業における役割分担：

構成企業

商号又は名称：

所在地：

代表者職氏名：

本事業における役割分担：

※構成員が複数いる場合は、欄を追加して全員分を記載してください。

様式第8号

参加辞退届

年 月 日

西伊豆町長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザルについて、参加申込書を提出しましたが、下記の理由により参加を辞退します。

辞退の理由：

（※該当するものに□をチェック、または具体的に記載）

- ・ ☐ 人員（施工体制・店舗スタッフ）の確保が困難となったため
- ・ ☐ 工期・スケジュール内での施工が困難となったため
- ・ ☐ 自社の経営環境の変化、または資金計画の見直しのため
- ・ ☐ その他（理由：)

出席者報告書

年 月 日

西伊豆町長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

出席者報告書

「堂ヶ島地下売店」の復旧工事及び管理運営事業に関する公募型プロポーザルの審査会への出席者を次のとおり報告いたします。

記

1 所属・役職・氏名

・
・
・

①緊急連絡先 氏名
TEL

②モニター等の使用について (使用する ・ 使用しない)

※出席者は、3人までとします。

※緊急連絡先には、当日連絡がとれる電話番号を記入してください。

※必要事項を記入のうえ、送付先メールアドレス (kankou@town.nishiizu.lg.jp) まで返信してください。

提出におけるチェックシート

チェック欄	提出書類名	
☐	様式第3号 参加申込書兼誓約書	
☐	様式第4号 企画提案書	
☐	様式第5号 事業計画書	
☐	見積書	
☐	様式第6号 工期・スケジュール表	
☐	企業及び事業概要	
☐	住民票（原本）、開業届（個人の場合）	
☐	履歴事項全部証明（法人の場合）	
☐	収支計画書	
☐	直近3か年分の決算書又は確定申告書	
☐	国税及び地方税の納税証明書	
☐	様式6号 構成員一覧表	